

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字大神歸八八一—三（国有林）

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第六百十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二

条第二項の規定に基づき土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月四日

昭和39年11月4日 水曜日 鳥取県公報 第3579号 (認)

区分	地区名	所在地	入	植	増	反	反	要
(工区)	郡市	町村	大字	壳渡定	预定壳渡	预定壳	预定壳	预定壳
土地	八頭	河原	牛戸			一〇、六四		增反者一口
(西郷村)	八頭	河原	牛戸					
宇倍野	岩美	福部	左近	三	三、二、一			既入植者追加配分三口
奥岩本	東伯	東伯	八橋	三	二、五、四			(農地二口、探草地一口)
(逢坂外四 大山農場)	西伯	名和	加茂	三	八、四、三			既入植者追加配分二口
(笛ヶ平)			関金	野添	二	一〇、五、三		
(名和庄内)					二	三、七、〇		
八郷		岸本	大原			五		
(大幡外二 大幡)			岸本			八、五、九		
(宝溝口外二 宝溝口)	日野	溝口	金麗谷	四	二、六、三			
県		伯仙	石州府			三二		
					一	二、〇、〇〇		
							既入植者追加配分四口	
							(農地三口、探草地二口)	
							三二口	
							一	

昭和39年11月4日 水曜日 鳥取県公報 第3579号

生山	日南	生山	一〇	六、三、〇				
新屋	新屋	新屋	七	〇、〇、〇				
賀野	西伯	会見	朝金		二	一、六、〇		
							增反者二口	
							七口	

(農地二口、探草地四口、  
薪炭林地四口)

七口

增反者二口

鳥取県告示第六百十一号  
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地  
倉振第一七九号 昭三九、一〇、一三 宇崎 裕子 福寿し 倉吉市大正町一、〇七五〇一 住所に同じ。

鳥取県公安委員会告示第十七号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正

00832

00831

し、昭和三十九年十一月四日から施行する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

1の項中

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地 地先から同市道笑町一丁目三八番地	同上
市道鍛治町一丁目二、七七二番地地先から 同市鍛治町一丁目二、九〇二番地地先	同上
市道鍛治町一丁目二、七七二丁目線倉吉市鍛 治町二丁目二、九〇二番地地先	同上
同上区間午前七時から午後九時までの間 を禁止する。(軽車両を除く。)の通行を禁 止する。	同上区間午前十時から午後六時まで 車両(リヤカー自転車を除く。)の通行を禁 止する。

市道鍛治町一丁目二、七七二番地地先から 同市鍛治町一丁目二、九〇二番地地先	同上
メニトル	メニトル
同上区間午前七時から午後九時までの間 を禁止する。(軽車両を除く。)の通行を禁 止する。	同上区間午前十時から午後六時まで 車両(リヤカー自転車を除く。)の通行を禁 止する。

5の項を次のように改める。

に に を

市道鍛治町一丁目二、七七二番地地先から 同市鍛治町一丁目二、九〇二番地地先	同上
メニトル	メニトル
同上区間午前七時から午後九時までの間 を禁止する。(軽車両を除く。)の通行を禁 止する。	同上区間午前十時から午後六時まで 車両(リヤカー自転車を除く。)の通行を禁 止する。

5 一時停止

場所	備考
岩美郡岩美町大字浦富一、五四九番地地先	萬村商店横
岩美郡岩美町大字浦富七一一の一一番地地先	日の丸バス岩美営業所横
岩美郡岩美町大字浦富一、四五八の四番地地先	カドヤ電器店横
鳥取市東品治町一一三番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路
鳥取市東品治町一一五の六番地地先	"
鳥取市東品治町一一七の一一番地地先	"
鳥取市東品治町一一三の三〇番地地先	"
鳥取市瓦町一三三番地地先	丸石産業株式会社前十字路
鳥取市東品治町六八番地地先	"
鳥取市瓦町一三四番地地先	"
鳥取市片原一丁目一〇一番地地先	中国電力株式会社鳥取支店前十字路
鳥取市上魚町四〇の一番地地先	"
鳥取市今町一丁目六八番地地先	松原三差路

鳥取市東町一丁目二二〇番地地先	鳥取県庁前
鳥取市片原二丁目四一一番地地先	大堀商店前
鳥取市片原三丁目三番地地先	田西花店前
鳥取市吉方二五九の一一番地地先	永楽ホテル前
鳥取市吉方三〇六番地地先	岩成靴店前
鳥取市御弓町三番地地先	海浪館子方前
鳥取市大工町頭一番地の一地先	奥田春喜方前
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端
八頭郡郡家町大字宮谷上細田二三二の二番地地先	横山吳服店横
八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先	郡家町役場横
八頭郡智頭町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前
八頭郡智頭町大字智頭三二〇番地地先	智頭小学校前
八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇一八番地の二地先	岸本鹿藏方横
八頭郡智頭町大字智頭九七の二番地地先	岡本ちよ方前
八頭郡智頭町大字智頭五四六番地地先	米原章三方前

鳥取市丸山町一三五の一一番地地先	富士火災新築用地前
鳥取市吉方町二丁目五一二番地地先	芦野豊治方前
鳥取市吉方町二丁目一一二番地地先	林質店前
鳥取市吉方町二丁目一二二番地地先	小谷葉局前
鳥取市吉方町二丁目二二二番地地先	山田重雄方前
鳥取市新鑄物師町五三番地地先	浅井篤方前
鳥取市新鑄物師町二七番地地先	勢登豊子方前
鳥取市新鑄物師町一、三九一番地地先	玉谷武男方前
鳥取市吉方三〇六番地地先	岸本秀雄方前
鳥取市新鑄物師町八七番地の二地先	段田理髪店前
鳥取市梶川町六三番地地先	浜食料品店前
鳥取市梶川町四五番地地先	村尾久之方前
鳥取市古海八二一番地地先	鳥取市農協大正支所前
鳥取市古海八二二番地地先	宮脇幸之助方前

00836

倉吉市福吉町一、三八九番地地先	文筆順治方前
倉吉市新町二、三三六番地地先	丹波武男方前
倉吉市住吉町一一四番地地先	青木秀雄方前
倉吉市越殿町一、五六一一番地の三地先	杉井八百屋店前
倉吉市東仲町二、五七一の一番地地先	松村謙逸方前
倉吉市魚町二、五一六番地地先	尾崎昇一方前
倉吉市上井二丁目一一の七番地地先	サワバス上井営業所横
倉吉市八屋字中河原三〇七番地地先	竹田櫛東詰
倉吉市西町二、六六九番地地先	徳岡治五郎方西側
東伯郡三朝町大字大瀬一、二〇一番地地先	陶山高愛方前
東伯郡東郷町大字赤崎三〇七番地地先	藤井自転車店横
東伯郡羽合町大字田後三四八の一番地地先	橋本忠市方前
東伯郡赤崎町大字赤崎一、二〇四の一一番地地先	新名泰雄方前
東伯郡赤崎町大字赤崎一、一八七番地地先	国森ガソリンスタンド前
東伯郡赤崎町大字赤崎一、二二一一番地地先	中本一男方前
東伯郡赤崎町大字赤崎一、二二一一番地地先	稻田理髪店横

00835

八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	下口商店前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一一番地地先	酒本木材店前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一番地地先	智頭食糧販売所前
八頭郡用瀬町大字用瀬四四一一番地地先	高田寛治方前
八頭郡智頭町大字郷原一三九の四番地地先	木村徵二方横
八頭郡氣高町大字宝木七五六六番地地先	山口商店前
八頭郡氣高町大字青谷四、三八〇番地地先	士肥岩藏方横
氣高郡青谷町大字青谷四、〇一一の二番地地先	奥谷安治郎方前
氣高郡鹿野町大字勝見六八一の一一番地地先	大谷光藏方前
氣高郡氣高町大字勝見六八〇の三番地地先	山陰合同銀行浜村支店前
氣高郡青谷町大字青谷三、六八〇番地地先	門本茂方前
倉吉市宮川町一二七の一一番地地先	浜町公民館前
倉吉市福吉町一三九番地地先	鳥取トヨダ倉吉営業所横
倉吉市福吉町二八番地地先	大田喜雄方前
倉吉市住吉町七八番地地先	サワタクハイヤー営業所横
倉吉市住吉町二八番地地先	柴田豊治郎方前

00838

(第3種郵便物)

米子市東倉吉町六八番地地先	木村光子方前
米子市明治町五二番地地先	白土葵子方前
米子市明治町三二の一番地地先	田中 清方前
米子市西町三六の一一番地地先	鳥大附属病院前
米子市西町一〇番地地先	大庭芳子方前
米子市角盤町四丁目五二番地地先	山内金光方前
米子市角盤町四丁目二三番地地先	米子信用金庫西支店前
米子市塙町二丁目一四番地地先	木谷 謙方前
米子市博労町一丁目四八番地地先	小谷百合子方前
米子市塙町一丁目六番地地先	芳野安隆方前
米子市法勝寺町五五番地地先	田中長太郎方前
米子市紺屋町一番地地先	鶴田松太郎方前
米子市彦名町二、四〇一一番地地先	新納薬局前
米子市大篠津町一、四一〇番地地先	公民館前
米子市道篠町二丁目四〇番地地先	和田達躬方前
米子市法篠町二丁目二〇〇番地地先	広江猪之助方前
米子市加茂町二丁目五一一番地地先	中国電力株式会社米子営業所横

00837

(第3種郵便物)

東伯郡赤崎町大字赤崎二、〇一一番地地先	前畑通知方横
東伯郡東伯町大字徳万四九三番地地先	藤本延也方前
東伯郡東伯町大字八橋一、三八一番地地先	若原聰一郎方横
東伯郡東伯町大字浦安一一番地地先	坂本至方前
東伯郡東伯町大字浦安一一七番地地先	木山茂方前
東伯郡東伯町大字八橋三二一番地地先	松田藤市方
前東伯郡東伯町大字浦安二六二番地地先	河崎百貨店前
東伯郡東伯町大字徳万四三九番地地先	原 商店前
東伯郡東伯町大字徳万二七一一番地地先	太田旅館前
東伯郡大栄町大字由良宿五四七の四番地地先	岩井頼仁方前
米子市西福原字西原新道四六三の一一番地地先	松浦本店倉庫前
米子市夜見町一、五八二番地地先	夜見消防団詰所前
米子市塙町二九番地地先	乙部よし子方前
米子市中町無番地地先	大野節子方前

00839

(第3種郵便物)  
認可  
12

昭和三十九年十一月四日 水曜日 鳥取県公報 第3579号

(第3種郵便物)  
認可

米子市加茂町二丁目五〇番地地先

日本生命横

米子市灘町三丁目四二番地地先

田子幸人方横

西伯郡会見町天万五五九番地地先

足鹿覺方横

西伯郡会見町天万六七四番地地先

杉本寛治方横

西伯郡宍江町大字宍江九八四番地地先

仲田喜美枝方横

境港市上道町一、七九七番地地先

西尾三子方前

境港市佐斐神町六五二番地地先

吉岡敏政方前

境港市渡町一、二一五番地地先

永田正名方前

境港市明治町八三番地地先

木村正通方前

境港市内町六二番地地先

小林げん方前

境港市上道町一、八二三の一番地地先

廣崎辰二方前

境港市内町八三六番地地先

由永俊治方前

白野郡鶴日町大字鶴日七四八の二番地地先

浜田良三方前

西伯郡岸本町大字大殿一、〇九四番地地先

岡崎好孝方横

日野郡溝口町大字白水字中河原二四三の二番地地先

松浦重藏方横

伯備線日光橋りょう出口

秋田晴弘方横

## 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰巳

### 別表第一中

#### 鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改する。

改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日から適用する。

種畜場	場長	次長	次長	次長
	"	"	"	"
	"	"	"	"
	"	"	"	"

辰巳

午